

平成15年 臨時第1回

新得町議会会議録

開 会 平成15年1月21日

閉 会 平成15年1月21日

新得町議会

第 1 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 5 . 1 . 2 1)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告 (第 1 号)	3
行政報告	3
日 程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について	4
日 程 第 4 議案第 1 号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正 する条例の制定について	6
日 程 第 5 議案第 2 号 収入証紙条例の制定について	1 5
日 程 第 6 議案第 3 号 平成 1 4 年度新得町一般会計補正予算	1 7
日 程 第 7 議案第 4 号 平成 1 4 年度新得町老人保健特別会計補正予算 ...	1 9
日 程 第 8 陳情第 1 号 審査結果について	2 0
議事日程の追加	2 0
日 程 第 9 意見案第 1 号 年金の引き下げ中止を求める意見書	2 1
閉会の宣告	2 2

平成15年第1回新得町議会臨時会

平成15年1月21日(火曜日)午後3時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	報告第1号	専決処分の報告について
4	議案第1号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する 条例の制定について
5	議案第2号	収入証紙条例の制定について
6	議案第3号	平成14年度新得町一般会計補正予算
7	議案第4号	平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算
8	(平成14年) 陳情第1号	審査結果について
9	(追加日程) 意見案第1号	年金の引き下げ中止を求める意見書

会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告(第1号)
- 行政報告
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 議案第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 収入証紙条例の制定について

議案第 3 号 平成 14 年度新得町一般会計補正予算
 議案第 4 号 平成 14 年度新得町老人保健特別会計補正予算
 平成 14 年
 陳情第 1 号 審査結果について
 (追加日程)
 意見案第 1 号 年金の引き下げ中止を求める意見書

出席議員 (17 人)

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	斎 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10 番	金 澤 学	議員
11 番	石 本 洋	議員 (早退)	12 番	古 川 盛	議員
13 番	松 尾 為 男	議員	15 番	黒 澤 誠	議員
16 番	高 橋 欽 造	議員	17 番	黒 武 田 武 孝	議員
18 番	湯 浅 亮	議員			

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 総 務 課 長	鈴 木 政 輝
企 画 調 整 課 長	畑 中 栄 和
住 民 生 活 課 長	長 尾 正 雄
施 設 課 長	小 森 俊 雄
農 林 課 長	村 中 隆 雄
商 工 観 光 課 長	浜 田 正 利
庶 務 係 長	西 浦 茂
財 政 係 長	鈴 木 貞 行
	武 田 芳 秋

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	渡 辺 美 恵 子
書 記	田 中 光 雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成15年臨時第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 15時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番、宗像一議員、6番、松本諫男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 12月10日、定例第4回町議会以後の行政報告を行います。

12月12日には、行政懇談会ということで、小規模町村の最近の合併問題を取り巻く状況につきまして意見の交換を行っております。

2ページにまいりまして、12月20日には、株式会社地中海クラブ運営総支配人でありました前地氏が、会社の都合によりまして退任をいたしております。前地氏は、クラブメッド・サホロが創設されて以来、支配人としてご活躍されたかたであります。

12月24日には、十勝町村行政のあり方検討会議が開催されました。この会議では、帯広市長を含めて初めて全十勝20市町村が一堂に会して合併問題の意見交換をいたしております。

12月25日には、屈足小学校100周年及び閉校の協賛会のメンバーが来庁されました。これは、平成15年度で屈足小学校が100周年を迎えると同時に、児童数が著しく減少することに伴いまして、15年度末をもって屈足小学校を閉校するわけですが、それに伴う協賛行事についての説明を受けております。

次ページにまいりまして、12月26日には、合併問題住民会議ということで、これは町民のかたがた30名に対しまして、住民会議の委員としての委嘱をいたしました。今後、合併問題を住民の立場から検討していただくことにいたしております、月1回程度を目途に今後検討していく予定といたしております。

12月28日には、厚生協会わかふじ寮の第1作業所から出火をいたしまして、残念ながら、工場のかなりの部分を焼失いたしました。

1月3日には、成人式が執り行われたところであります。

次ページにまいりまして、1月14日には、北電新得電力所の合理化問題が出ておまして、これに対して帯広支店長並びに釧路電力所長に対しまして、この合理化の緩和策について要請をいたしてきたところであります。この合理化問題は、電力料金の自由化に伴って全道的に合理化を押し進めると、こういう内容であります。今後とも、合理化の緩和策についてご要請を申し上げていきたいと考えております。

なお、行政報告にございませぬけれども、ごみの有料化試行に向けた住民説明会を、39会場で実施してまいりまして、839名の町民のかたがたが参加をいたしております。

かなり、ごみの有料化についての町民の皆様がたの理解が深まったと判断をいたしましたので、平成15年4月1日より有料化とすべく関連条例並びに予算案を別途提案いたしておりますので、ご審議賜りますように、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第3、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませぬか。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 専決処分の交通事故の問題でございませぬ。何点か聞いてみたいなど、このように思っております。

損害賠償の額が57万円、相当車の前部がいかれたのだと思いますが、この人にけがはなかったのかどうか、まずこれを聞いてみたいなど。

それから、この除雪車は常に誘導する人と、それから後方の旗振りの人がいらっしやると思われます。この人がたの対応が、この事故ではどういうふうになっていたのかどうか。

それから、この文章では、非常に分かりづらいのですけれども、新得町が過失割合100パーセント悪いとなってきましたら、私どもの町の除雪車がバックしている最中に相手が向かってきたのか。はじめから止まっている状態で、そこに車があったという状態でないような文章になっております。

ですから、うちの除雪車が、バックしている最中に相手が向かってきて、ぶつかると思ったから相手が止まったのかどうか。これでは過失割合が、100、ゼロにはなら

ないと私は思うんです。

ですから、こういう事故は、しょっちゅう除雪の中ではあると思うんですけれども、まず、旗振りの人の言うことを聞かないで、この車が走ってきたのかどうかとか、いろんな問題があると思います。もうちょっと、事故の状況を詳しく聞かせていただけたらなと思っております。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。相手方につきましてはけがはございません。それと、除雪作業中で、排雪ではないものですから、旗振りの誘導員というのではありませんで、通常の除雪作業をやっていて、交差点の拡幅をしていて、前に押していて、相手方が、除雪車の直後に停車していたということでございまして、バックして、ちょうど一番見づらい、直後に停車していたものですから、ボンネットですとか、前部のフェンダー部分が破損したということでございます。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 これも停止していたのと、ぶつかる寸前に止まったというのとは、過失割合が生じてくるんですよね。ずっとその車が、除雪していてバックするには相当時間があると思うんです。その除雪車がバックするにしても、ギアを入れ替えたりなんかしますから、いったんは止まってくる。そのときに、この車がそれまでずっと走っていて、バックしてきたから止まったというのでは、私は過失割合がつくと思うんです。なんでこの過失割合がつかないで100、ゼロで新得町は同意したのか。

まあ、保険ですから、何対何というのはあっても、相手からお金をもらうことだって私は可能だったんじゃないかなと。

旗振りが付かない街の中というのは、やっぱりこういう事故が起こりうる時があるのかなと。今後の対策、これも同時に答弁願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 あくまでも相手方につきましては停止していたということで報告を受けております。

今後につきましては、ちょうどショベルでございまして、後ろに後方確認の鏡がついておりますので、そのあたりも十分に。鏡も付いておりますし、それからバックブザーというんですか、バックギアに入りますとブザーが鳴りますので、すぐバックするのではなくて、十分確認してバックするようなかたちで除雪作業するように指導しているところでございます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 今の吉川議員の質問に関連してお伺いするわけなんです、今の質問の中に「停止、停止」という話がある出てくるわけなんです、この停止した車に運転手が乗っていたのかどうか、相手の車ですね。乗っていたのであれば、やっぱり、待避措置をそれなりに運転手は取らなければならないと思うんですね。

だから、乗っていないでただあそこに駐車されておってぶつかったのか、その辺はどうなんでしょう。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 相手方につきましては、運転手につきましては乗車しておりました。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 運転手が乗っていたとすると、注意力が足りなかったということもいえるわけですね、相手側の。バックしてくるのが見えるわけですから、「ブブー」と音を発生して注意を促すということもできたわけです。

そういうようなときに、この100パーセントというのはちょっといかなものかなという感じがしますね。

これはお互いに話し合いで決めたことでしょうから、今更どうのこうのいうと収まらないのかもしれませんが、相手もそれなりの保険をかけているわけでしょう。だとすれば、両者話し合っ、相手の保険のほうでも多少見てもらう道はなかったのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。ショベルの直後に停車していたものですから、ショベルは建設機械なものですから、かなり大きな音を立てます。それで、相手方がクラクションを鳴らしたときには既に接触していたということでございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第1号については、これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 議案第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第1号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[小森俊雄住民生活課長 登壇]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第1号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

4枚目をお開きいただきたいと思います。提案理由でございますけれども、平成15年度より一般廃棄物処理手数料の徴収に伴いまして、廃棄物の処理の方法等を明確にするために、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

最初に戻っていただきまして、条文のほうでご説明申し上げたいと思います。

まず、第1条の目的でございますけれども、この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用の促進、または、廃棄物の減量を推進し、中の文は省略いたしまして、町民の健康で快適な生活を確保するというを目的としてございます。

第2条の定義でございますが、この条例の用語につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきます。

2項につきましては、(1)として、家庭系廃棄物とは家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)につきましては、事業系一般廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物ということでございます。これは、食堂やなんかを営んでいるときの残さのある程度指してございます。もう1つは、生鮮食料品やなんかで、腐った果物、魚類を発生した場合を指してございます。

(3)については、し尿処理の関係でございます。

第3条につきましては、町の責務ということで、町は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進しますよと。もう1つは、廃棄物の適正な処理を図っていきますということで書いてございます。

2項にまいりましては、処理施設の整備及び作業方法について書いてございます。

3項につきましては、一般廃棄物の分別収集及び廃棄物の減量に努めるとということで書いてございます。

4項につきましては、廃棄物の減量及び適正な処理。もう1つは、町民及び事業者の意識の啓発ということで書いてございます。

5項にまいりましては、廃棄物の減量及び再生利用を促進と。もう1つは、資源回収に関する事業者に対して必要な協力を求めることができるということで書いてございます。

第4条でございますけれども、町民の責務ということで、1項につきましては、まず自ら処分することをおる程度原則としておりますけれども、廃棄物の発生を抑制及び分別排出に努めていただきたいということで書いてございます。

2項にまいりまして、再生品の使用、または不用品の活用に努めていただきたいと、そういうふうに書いてございます。

3項にまいりまして、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めてほしいということで書いてございます。

4項につきましては、町の施策に町民の協力をお願いしたいということで書いてございます。

次に、第5条でございますけれども、事業者の責務ということで、いちおう自らの責任において、適正に処理をしてくださいということで書いてございます。

次に、2項でございますけれども、包装、容器等を使用するように努めると。使用後の包装、容器等の回収を行うように努めてくださいということで書いてございます。

3項にまいりましては、事業者におきまして、町の施策に協力してくださいということで書いてございます。

次に、第6条の清潔の保持でございますけれども、これは土地または建物の占有者に対しての規定でございますけれども、管理する土地、建物及びその周辺の清潔を保ってくださいということで書いてございます。

2項につきましては、空き地等については、草刈りなど清潔を保つように努めていただきたいというふうに書いてございます。

3項にまいりまして、これは公共施設の関係でございますけれども、公共の場所を汚してはならないということで規定しております。

次に、4項でございますけれども、土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄を誘発せず、美観を損なわないよう工事をしてほしいということで書いてございます。

次に、7条関係でございますけれども、一般廃棄物の処理計画ということで、これは町が処理計画を制定するわけですが、これは町が制定いたしますと。

2項につきましては、その内容が変更した場合には、町民に周知しなさいということで書いてございます。

次に、8条関係でございますけれども、町が処理する一般廃棄物ということで、家庭系廃棄物を処理するという。ただし、規則で定めるものについては、この限りでないということで書いてございます。

次に、2項でございますけれども、特に必要と認めたときは、事業系一般廃棄物の処理を行うことができますよということで書いてございます。

次に、第9条関係ですけれども、一般廃棄物の自己処理ということで書いてございます。

次のページを開いていただきますと、これは自ら処理をしていただきたいということで、法律施行令第3条で書いてございますけれども、一般廃棄物の、3条関係ですけれども、収集運搬、処分等の基準というのがございまして、この法律に基づいて処理していただきたいと。第4条の2項でございますけれども、これは特別管理一般廃棄物ということで規定しております。これは何を指すかといいますと、爆発性だとか毒性だとか、感染性、その他の恐れのあるごみについて、この法律の基準に基づきまして処理をしてくださいということで書いてございます。

次に、第10条関係ですけれども、多量の一般廃棄物ということでございますけれども、町長は多量の一般廃棄物を搬出する事業所なり土地、または建物の所有者に対して、町で収集しないで、その業者に場所なり、運搬方法、その他必要な事項を定めることができますよということで書いてございます。

それは2項の(1)ですけれども、1日平均40キログラム以上一般廃棄物を排出する者ということで書いてございます。

(2)につきましては、一時的に300キログラム以上一般廃棄物を排出する者と。

(3)については、その他町長が必要と認めた者ということで、3つになっております。

次に、第11条関係でございますけれども、町民の協力義務ということで、まず1項につきましては、廃棄物を容器等に収納し、散乱防止等に注意してくださいということで書いてございます。また、一般廃棄物については、搬出場所を清潔に保っておいてくださいということで書いてございます。

2項関係でございますけれども、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の定める排出方法を遵守し、収集に協力してくださいと書いてございます。

3項にまいりまして、有毒性、危険性、悪臭、その他については、収集、運搬及び処分に困難になる恐れのあるものについては、町長の指示に従って処理してくださいということで書いてございます。

次に、4項ですけれども、これは便槽関係でございますけれども、衛生害虫の侵入だとか雨水の浸入を防ぐということで書いてございます。

次に、第12条関係でございますけれども、事業系一般廃棄物の処理についてでございますけれども、一般廃棄物の収集、運搬、または処分を業として行うことができる者に対して収集、運搬、または処分させなければならないということで、この許可関係になっております。

次に、適正処理困難物の指定ということで、第13条で書いてございますけれども、これは何を指定するかといいますと、抜根だとか流木の関係をいちおう想定されております。次のページにまいりまして、設備及び技術に照らし、適正な処理が困難な場合、適正処理困難物として指定いたしまして、町長は、その製造、加工、販売等を行う事業者に対して、回収及び措置を講ずるよう必要な協力を求めることができますよということで書いてございます。

次に、第14条でございますけれども、これは動物の死体の処理でございますけれども

も、これにつきましては、自ら処分できない場合においては、町長に申し出てくださいます。現在、これにつきましては、一般廃棄物処分場で焼却処分をしております。

次に、第15条でございますけれども、一般廃棄物の処理手数料につきまして、(1)のほうについては、し尿等処理手数料及び清掃センターに直接搬入する場合の料金の設定。

(2)につきましては、収集する一般廃棄物処理手数料は、別表に書いてございますので、あとで説明申し上げたいと思います。

第16条関係でございますけれども、処理手数料の減免ということで、これは天災その他特別な理由がある場合には、町長が手数料を減免することができますという規定でございます。

第17条については、委任ということで、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めとなっております。

附則につきましては、施行期日を、1、この条例は、平成15年4月1日から施行いたします。

次に、併せまして手数料条例の一部改正を行いまして、これはし尿処理の手数料に関しては、手数料条例の中に入っておりますけれども、今回この条例のほうに移行しておりますので、33の項を削りまして、34の項を33の項とし、35の項を34の項に改めるものでございます。

次のページを開いていただきまして、今回この条例で追加になった部分でご説明いたしますと、第1表につきましては清掃センターへ直接搬入した場合の料金を設定させていただいております。庭木草木類については、10キログラム当たり70円、その他のものにつきましては、その他ともう一つは、庭木草木類の混同した一般廃棄物については、10キログラム100円ということで設定してございます。

別表2につきましては、収集する一般廃棄物処理手数料ということで、燃やせるごみ、燃やせないごみを、10リットル袋について30円。20リットル袋について60円。30リットル袋について90円。45リットル袋について120円。

次に、大型ごみでございますけれども、小、中、大というふうに分けまして、いちおうある程度目安ということで、50センチ程度については100円。1メートル50センチ程度については200円。1.5メートル以上については300円というふうに考えております。

次に、庭木等草木類ですけれども、結束紐を用意いたしまして、1メートルの縄で縛っていただいて、それを60円というようなかたちで設定させていただいております。

以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。1番、川見議員。

◎川見久雄議員 このごみ処理に関するハード面について、この10年ほどで、埋め立て処分場、中間処理施設、旧埋め立て地の整理といいますが、11年度でリサイクルセンターの建設がございまして、当分の間この大きな設備投資というものがなくなると、このように思うわけです。

したがって、当面の間は、直接処理するごみ費用といいますが、そういうことに今なるのかなと今思っているわけですが、今ここで提案されますこの処理手数料、こ

れについて年間どのくらいの収入を見込まれているのかということが1つあります。

それから次に、ただいまの町長の行政報告の中にもございましたけれども、昨年、ある時点現在で、ごみの有料化についての説明会を開いておりまして、その反応として、有料化に反対する意見はなかったと、このように聞いておるわけでありましてけれども、その後12月、年が明けてからも説明会を実施されているのかなというふうに思いますけれども、その後の反応について変化があったのかどうか、その点について。

それからもう1点、今、十勝管内的にも、このごみの有料化というものが新年度から実施しよう、あるいは検討をされていると思うわけですが、そういった中において、近隣町村ではなるべくこの料金については統一をしようという考え方もあるようでございますけれども、この新得町の近隣町村の状況はどのようになっているのか、ひとつお尋ねをいたしたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 まず1点目の、町に対しての収入ということのご質問ですが、私ども予想しているのは、ごみの代金だとか、草木類、また、大型ごみの収入ということで、いちおう3,500万円くらいの収入があるかというふうに考えております。

ただし、それに伴いまして、歳出も出てくるわけでございますけれども、まず袋の印刷、証紙の印刷というのを含めまして、また、商店街で売る手数料も考えておりまして、大体700万円程度の支出があるかと思っております。それで差し引きいたしますと、大体2,700万円程度の収入かなというふうに考えておりますけれども、これはあくまでも予想でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、12月以降の説明会ですが、ずっと私ども出席しておりますけれども、これに対する反対ということではなくて、どのようにごみを出したらいいのかということの内容でのご質問が中心でございます。特に反対という意見はございません。

それともう1つは、十勝管内ですが、これは十勝毎日新聞社が1月1日の正月の特別号で出したやつをちょっと参考で申し上げますと、現在実施している町村につきましては3町村、あと15年度予定しているのが4町村、15年度以降ということで3町村で、現在検討もしていないということで、9町村ございます。以上でございます。

◎湯浅亮議長 1番、川見議員。

◎川見久雄議員 ごみの有料化については、既に実施をされておまして、いわゆる中途で有料化をする。なかなかこれ、最初の料金の設定というのは、なかなか難しいのかなというふうに思います。

13年度の決算でいきますと、車両費もございまして、一千三百数十万円のね、それを含めて1億2,900万円ほどですか。それから、14年度の当初予算で、1億2,800万円ほどになりますね。

それで私、今、手もとに計算機もございませぬので、細かい計算はできませんけれども、雑ばくな計算でいきますと、費用が1億2,000万円と3,000万円ということになりますと、負担率が25パーセントということになりますか。細かい計算は今とちかとして、そういった負担率で当初スタートするということなわけですが、近い将来的に、どの程度の負担率までとっておられるのかどうか、それをひとつお願いをしたいと思います。

それとは別に、もう1つ忘れまして、このごみの有料化に伴って、不法投棄

というものが増加するのではないかというふうな懸念がございます。

そういった不法投棄の防止対策について、どのようにお考えになり実行されようとしているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 料金の設定なんですけれども、私ども今、川見議員がおっしゃったとおり、それをごみに換算すると、キロ当たり70円という積算をしております。ただし、70円を住民のかたに負担いただくとなると、相当の金額になります。

それで、当初は25パーセントということで、いちおう16円ということで設定させて、当初議会の皆様にお話しした経緯があるかと思っておりますけれども、その前段で、芽室・清水・新得ですか、鹿追も入っていたんですけれども、その中で4町同じ金額にいたしましようということが、さっき言った不法投棄やなんかの関係から、ごみの流れの関係から話が出まして、現在、鹿追はちょっと後になりますけれども、芽室・清水・新得はいちおう12円というような計算をさせて、今回提案させていただいた経緯がございます。

それで、将来的にどうかといいますと、これは私もなんとも言えませんけれども、経済的によくなりまして、住民のかたの負担能力があれば、当然議会の皆様にご相談して値上げしていくようなかたちになるかと思っておりますけれども、今は当面考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、不法投棄の関係でございますけれども、確かに有料化しますと、不法投棄が増えるという心配もしておりますけれども、現実の問題として有料化にしなくても相当不法投棄が現実に行われているわけです。これはほんとうに住民のモラルの問題の話でございますので、今後不法投棄をしないようにということで、私ども町内会なり、衛生委員なり、また、広報等について何とかピーアールをしていきたいなというふうに考えております。

もう1つ余談になりますけれども、今の道のほうの自民党の議員さんの中で、不法投棄に対して、2万円以下の罰金条例を制定したいという動きもございますので、その辺もいちおう住民の皆さんにお知らせして、不法投棄をなくしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 値段のほうなんですけれども、私ども16円になるのかなとこのように思っておりました。よその町村と話して、12円だといったら、新得町としては、はじめからマイナス、自分の試算した金額よりマイナスなわけですね。これをどこで穴埋めするかというのは示されていないんです。

ですから、新得町16円というのをなんで買けなかったのか。こちら辺ご答弁願いたいなと。

それから、不法投棄の問題でございますけれども、いま、不法投棄しても町内会のごみ収集の近郊の人が、ある程度分別して、そしてまた出し直すと。だからそのごみを集める場所は、ごみがない状態になっているんです。

ところが町内会に、新得町の町民の中で町内会に属していない、これは新得町全体で町内会に入っていない人は何人いらっしゃるかわからないんですけれども、私も何人かは知っております。その人がたが今のごみを投じている状態は、必ずしもいい状態で投じている人ばかりではないんです。その人がたを町内会で指導しても無理なんです。

町は今度は有料化ですから、もしかそういう人が町の説明会、830人、840人近く聞いて、町内会で守ったとしても、町内会の中には町内会に入っていない人がそういう物の捨て方をした場合に、やっぱり町内会で指導しても聞かなかつたら、行政が町民の責務の中にやっぱり罰則を入れないとだめだと思ふんです。どのような指導をされていくのか、具体的に考え方があればお知らせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 まず料金の問題ですけれども、16円を12円にしたというのはさきほどお話ししたとおり新得が16円で、仮に清水が12円になりますと、予想ですけれども、新得のごみが清水のほうにいくとか、ごみが動くという心配もございしますので、4町同じ金額にしたいなということで担当者で話し合っ、こういうかたちにさせていただきました。

その4円の分をどういうふうに穴埋めするかといいますと、やはり一般財源の中で対応していかざるを得ないだろうというふうに考えております。

次に、町内会に入っていないかたの対応ということでお話しありましたけれども、これも住民懇談会の中でも試行時点でいろいろ話が出まして、私ども各入っていないかたに職員がチラシを持っていきまして、お願いした経緯もございします。それでだいぶ改善されてきておりますし、また今後そういう状態があれば職員が行って協力を願いますというかたちになるかと思ひますけれども、これは完全になくなるかということは、ちょっとなんとも言えませんが、少なくしていきたいなというふうに考えております。以上です。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 3点についてお伺いしたいと思ひます。それぞれこの条例の中に町の責務、町民の責務ということで、再生品の使用、減量化ということで、それぞれに努力目標みたいなかたちで文章化されているんですけれども、この再生品のリサイクルというものは、今後どのように考えていこうとしているのかが1点です。

それから、資源の減量化でもって今までずっと続けてきている町内会の集団回収ありますね。これをますます集団回収の方向に進んでもらわなければならないんですけれども、補助金の絡みがいろいろに変動するという話も聞いておりますので、町内会の集団回収を今後どのように考えていかれるのかが1点。

それから、家庭においてできるだけ処理をしてほしいというこの減量化は、強くいろんなところでこの条例の中に文章化されているんですけれども、最近気になるのが、生ごみのディスポーザーの宣伝、毎日のように新聞に載っていますね、帯広にも代理店があるようなので。特にこの点について、下水の絡みがあってすべてここの場所ばかりで論議されるのわけではないと思ひますけれども、その辺、明文化しておく必要がないのかどうか、3点お伺いしたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 リサイクル関係ですけれども、今ペットボトルだとかいろんなリサイクルをやっておりますし、平成15年度からその他の、卵のケースやなんかのその他のプラスチックですか、それをいちおうリサイクルのほうに回していきたいということで、その分についても15年度予算をいちおう計上させていただいております。

また、いろいろとリサイクルの場合、引き取っていただく場所が大事なことなので、それが明らかになりしだい、またリサイクルごみの拡大を図っていきたいなというふう

に考えてます。いちおう15年度については、その他のプラスチックについてリサイクルしていきたいというふうに考えてます。

次に集団回収でございますけれども、町内会で当初やっていただいた時点では、いくら町内会に収入として入ってきたんですけれども、現在非常に、新聞紙やなんかも引き取る金額がないということで、今ただ集めていただいているわけですが、町で出しております集団回収の補助金ですね、これは15年度も継続して各町内会に交付したいなというふうに考えてございます。

次に、今言われた機械の関係ですが、まだはっきりしたことは分かりませんが、それを付けると生ごみの処理については非常にいいようなんですけれども、ただ、排水路を傷めたり、処理場のほうについて、詰まったりいろいろな問題が発生する恐れがあるということで、今のところ、私どもは公には禁止ということでしておりませんが、町内会の説明会については、将来、町で禁止する方向で考えておりますということで説明しております。以上です。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 このリサイクルについて、リサイクルの品目を増やすということではなくて、ここにも町の責務の中に、自ら再生品を使用することなどにより廃棄物の減量に努めると。それから、町民の責務の中に、再生品の使用または不要品の活用に努めなければならないということで、強制ではないにしても、要するにまだ使える物の再生品ありますよね。せっかくリサイクルセンターも造ったことですし、その処分について、ただすべてをごみにするのではなくて、直して使える物はほかの必要な町民に使用してもらおうとか、これは家庭の中でいらなくなるから不要品になるのであって、不要品の活用に努めるといことが、この物余りの時代に、たいへん難しいことにはなっているんです。

ただ、家庭の中で、一家庭の中で不要品であっても、ほかの家庭ではまだ使いたいと思われるものもあるだろうし、その辺のリサイクルセンターが中心になった新たな町内の不要品の循環システムというのかな、これは早急に確立してほしいなと思うんですけれども、その循環システムについて今後どのように考えているのかということが聞きたかったわけです。

それから、集団回収について補助金のカットという言葉もチラチラ聞こえてきたので、それがもしそのような方向にもっていかれたら、集団回収、町内会でだんだん縮小していくのかなと思っていましたけれども、15年度は継続するという事なので、そのままぜひ厳しい中にもそれ以上の効果はあると思いますので、継続していただきたいと要望をしておきます。

それから、この機械、ディスポーザーですね、破砕機なんですけれども、これはせっかく作った条例の中に明文化をしておく、今やっておかないと普及した後で、皆さんそれは自前でお金を払って、特に新しい家なんかは取り付けわけですので、既に下水処理場の処理能力、そんなに余裕あるわけではありませんよね。

これからますます手を汚さないということで普及していくような可能性があるんですけれども、今、明文化しておく必要はありませんか。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 ごみのリサイクルの関係ですが、実際に小規模ですが、消費者協会あたりが年に1回、衣類だとかそういうもので販売したり、そ

うリサイクルをやっております。

ただ、大幅に町がりサイクルセンターでやるとしても、実際こういうものがありますよということでピーアールして引き取っていただければいいんですけども、問題は、修繕したり、家具類も直してということになるとかえって、実際にはリサイクルの費用よりも、そういう修繕だとか、そういうものに非常にお金がかかりまして難しいということで、私どもなんとか検討したんですけども、非常に難しい事態にきているということで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

次に、もう1つはさきほどもご答弁しましたけれども、町の補助金は平成15年も続けていきたいと考えております。

次に、ディスポージャーですけども、私ども、さきほど町では使わないでほしいということで住民にピーアールしているんですけども、実際にこの効果というのは、ある町村、ちょっと忘れましてけれども、これは研究している段階なんです。その2、3年研究した結果、こうなりますよということが出てきた時点で再度条例に盛り込むか、ほかのほうで禁止するかということで検討していきたいというふうに思います。

道内で1町村で研究している段階なんです、まだ結論は出ていないんですけども、そういうことでその様子を見たいなということで考えてございます。以上です。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 この再生品の循環については、町民のかたの協力を得ながらという方向で、ぜひお金のかからないシステムをつくっていただくように前向きに努力をさせていただきたいと思います。

それから、間違いなくこのディスポージャーを使えば、排水の濃度が濃くなるわけですよ。この負担は大きなものがあるのは目に見えているし、研究しないまでも、濃くなることは分かりきっていることなんです。

それで、付けるときには自分でお金を出して、途中で禁止ということになると、たぶん取る負担をすれというような声が出てこないとも限らないと思うんですね、決して安いものではありませんし。

事前に禁止になる方向であるということ伝えておくのが、町民に対して良心的な対応なのかなと思いますけれども、再度いかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 これについては、お知らせ広報に1回、禁止する方向ですよということで住民のかたにお知らせした経緯がございます。

それともう1つは、今回町内会の懇談会やった結果を問答集みたいに作りまして、こういう場合はこうするんですよ、こういう場合はこうですよということで、いちおう資料作ります。そして各家庭にいちおう懇談会終わりしだい作りまして、各家庭に配りますので、その中にもいちおう記入していきたいなというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 収入証紙条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第2号、収入証紙条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[小森俊雄住民生活課長 登壇]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第2号、収入証紙条例の制定について、ご説明いたします。

裏面に出ておりますけれども、提案理由についてご説明申し上げたいと思います。

平成15年度より一般廃棄物処理手数料を徴収する方法を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

前に戻っていただきまして、本文をご説明申し上げます。

第1条の趣旨の関係ですけれども、証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条で収入証紙により徴収する手数料ということで、収入証紙により徴収することができる手数料は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の第2号に規定する収集する一般廃棄物処理手数料ということでございます。

次に、収入証紙の種類及び形式でございますけれども、いちおう7種類ございまして、30円、60円、90円、100円、120円、200円、300円ということですが、

収入証紙の形式については、別に規則で定めたいというふうに考えてございます。

収入証紙につきましては、容器に表示するようなかたちになるかと思っております。

領収書の不発行ということで、第4条に書いてございます。

次に、第5条でございますけれども、収入証紙の取扱店ということで、町内で販売する事業者において売りさばくということで、現在16店舗を予定してございます。

2項につきましては、収入証紙の買い受け、販売する方法。

3項については、指定及び取り消しに関する事項を定めてございます。

第6条につきましては、収入証紙の無効ということで、これは汚したり破れたりしたもののついては無効ですよということで書いてございます。

次に、収入証紙の返還ということで、第7条に書いてございます。

第8条につきましては、委任ということで、これは町長が別に定めると。

附則につきましては、この条例は、平成15年3月1日から施行するということになりますので、これは4月1日から有料化するものですから、前もって各商店にごみ袋等を配布する関係で1月早くなっております。

以上でございますが、ご審議のほどお願いいたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 1点お尋ねしますけれども、第3条に収入証紙は町が指定した容器に表示するとなっておりますよね。それで、証紙というのは、前にお聞きしたのは、既に袋に印刷すると言っていましたよね。今回も袋に印刷してしまうんですか。そうすると、

証紙でなくて、ごみ袋で証紙を売ることになりますよね。その辺は法的に心配はないものですかね。その辺お尋ねいたします。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 この収入証紙の種類及び型式でございますけれども、袋に収入証紙を印刷することで、その袋自体が収入証紙というようなかたちになるかと思えます。

それともう一つは、大型ごみ、さきほどご説明しましたけれども、大型ごみを出すときに、収入証紙、切手みたいなかたちになるかと思えますけれども、それを2区分で作るようなかたちになるかと思えます。今、袋に印刷した場合に収入証紙について問題があるかどうかということのご質問ですけれども、現在全道的にそういうやり方をしておりますので、細かくはちょっと分かりませんが、特に問題はないのではないかとこのように考えております。以上です。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 議案の1号のところ質問しなければならなかったのかなと思うんですけども、今までの説明の中で、今回燃やせるごみ、燃やせないごみともに10リットルから45リットルという4種類の袋、合計8種類使うんですけども、今までの説明の中で、使用頻度の低いものが出てきたらその袋については廃止をするという話をされていたこともありますよね。例えば、30リットルは45リットルで代わりにするとかね。

できるだけ、袋が少ないほうが管理費用も安くて済むはずなんですけれども、そのことについてはどうなったでしょうか、まずそれが1点ですね。

それから、大型ごみにはシールを張るんですけども、このシールにしても、大きさによって100円、200円、300円の区別はこれは当然だとは思いますが、例えばシールを、証紙を100円1種類にして、その大きさによって、100円、200円、300円と枚数を増やして張るというほうが、いろいろな手間がかからないような気もしますが、販売する側としても、1つで済むほうがずっと売る側にも、それから町民のかたが大型ごみを出すときに事前にその証紙を買って置いておくにしてもいろいろに使いやすいと思えますけれども、いかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 袋4種類ですけれども、いちおう試行をやっている段階では、特に利用頻度が少ないものについては枚数を少なく印刷する、頻度の多いものについては多く印刷をしようかなと。

ただ、現在のところ4種類もそれぞれ出ておりますので、その辺を量的なものでカバーしていきたいというふうに考えてます。

それともう一つは、100円、200円、300円ということで3種類に分けたのは、100円は何枚か張ればよいということになると、非常に1枚張った、2枚張った、3枚張ったということで、かえって張る側にとっては、対住民の中でちょっと問題があるのではないかなと。というのは、私も本来大型ごみについては、いろんな種類を、これはなんぼ、これはなんぼということで出せばいいんですけども、それやるとかえって複雑だということで、目安ということで100円、200円、300円を出しておりますので。仮に隣の人が自転車を出して100円しか張っていないよと。こっちは100円を2枚張っているよということになると、かえって混乱を起こすのではないかと。

そしたら、自転車ぐらいのものであれば200円であれば200円1枚張るといったほうが、かえて私どもで親切かなというふうに考えてこういう3種類を作らせていただいております。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第3号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第3号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第8号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143万3千円を追加し、予算の総額を74億8,562万8千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費の一般管理費では、委託料の執行残を整理し、農道離着陸場使用許可申請不許可の決定処分等に対する審査請求事件に伴う、顧問弁護士の委託料を新たに計上しております。

この件についての現況を申し上げますと、昨年9月9日、議会において可決をいただいた後、十勝スカイスports協会は道に対し、地方自治法の規定に基づき審査請求をし、11月13日、北海道は新得町に対し、この弁明書の提出を求めてきたところであります。

これを受けまして12月9日、町は北海道に対し弁明書を提出しております。現在、北海道では十勝スカイスports協会に反論書の提出を求めており、まだ解決には相当時間を要するものと思われま。

3款、民生費の福祉対策費では、老人保健制度改正に伴い、老人保健特別会計への繰出金を増額しております。

4款、衛生費の清掃費では、平成15年度からのごみの有料化に伴い、収入証紙取扱所への取扱手数料を新たに計上し、また、一般廃棄物処理手数料による財源の移動を行っております。

7款、商工費の観光費では、水道法の改正によりまして、国民宿舎東大雪荘の給水設備施設整備に伴いまして、実施設計を新たに計上しております。なお、整備年度につきましては、平成15年度の予算を考えております。

4ページに戻りまして、歳入の11款、使用料及び手数料では、平成15年度からのごみの有料化に伴い、一般廃棄物処理手数料として、証紙収入を新たに計上してありま

す。

16款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 一般管理費のほうの顧問弁護士料でございますけれども、審査請求等による弁護士なんですけど、顧問弁護士料というのは、今まで新得町出していると思うんですよね。31万5千円というのは、裁判にかかる、正式に弁護を頼むというには、ちょっと金額が低いんですけども、これから裁判ごとにこういうふうな弁護士料を載っけていくのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、国民宿舎の実施設計でございますけれども、15年度、新年度の中で、1億7,700万円、これは単年度で工事を終わらすような予定なのか、何年計画なのか教えていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の顧問弁護士料でありますけど、裁判ではなく今回の十勝スカイスports協会の審査請求の結審をするまでの着手金ということで予算を計上いたしております。

この料金なんですけど、札幌弁護士会の弁護士の報酬基準というのがございまして、それから算定しますと約50万円近くになるわけでございますけど、委託しようとしている弁護士につきましては町村会の弁護士でもありまして、この間、町村会の顧問弁護士ということで、相談もしてきた経過等もありまして、30万円の着手金で委託に応じてくれるということで、この金額といたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「それは分かった。これから何かあるごとに足すのかいということ」の声あり)

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 商工費の委託料の関係で国民宿舎の給水設備の実施設計の関係ですけれども、これにつきましては、今年度実施設計ということで56万円の予算計上でございまして、設備の整備内容につきましては、ろ過器の設置を。それから、エキノコックスの除去装置を考えておりまして、それらにつきましては今のところ概算では二千数百万円かなというふうに考えております。

それで、今お話しありました1億7,700万円については、本年度の商工費の委託料の全額が載っております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今の委託料の31万5千円のご説明は受けました。これは審査請求等のお金だということでございますけれども、これから裁判になる可能性はあると思うんですよ。弁護士に1回1回頼んでいくときに、お金がかかっていくこととございますけれども、その都度その都度、請求された金額をこれから載っけていくのか。それとも、この裁判全体で、いくらぐらいかかるのかと弁護士に言われているのか。終わるまでです、いくらぐらいかかるという見通しを、その裁判起きたときに言われているのかどうかを聞かせてもらいたと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の審査請求で計上している委託料は着手金でありまして、これが最後決着したときに、町の主張どおりといたしますか、成功報酬金というのがございまして、成功しなかった場合は払わなくていいんですが、成功報酬金というのが着手金と同額かかることになると思います。

それから、裁判になりましたら、またその裁判のときは別途料金がかかるようになるというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第4号、平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第4号、平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ821万2千円を追加し、予算の総額を12億7,571万1千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款の医療諸費の医療費支給費では、老人保健制度改正に伴う、高額医療費等の増額により、負担金補助及び交付金を増額しております。

4ページの歳入ですが、1款、支払基金交付金の医療費交付金、2款の国庫支出金及び3款、道支出金の医療費負担金では、老人保健制度改正に伴いまして、それぞれ医療費支給費の増額を行っております。

4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第1号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第8、陳情第1号、「年金の引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから陳情第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。資料の配布を願います。

(宣告 16時15分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 16時16分)

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 日程に追加がございます。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおり、意見案第1号、年金の引き下げ中止を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、意見案第1号、年金の引き下げ中止を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第9 意見案第1号 年金の引き下げ中止を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第9、意見案第1号、年金の引き下げ中止を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菊地議員。

[菊地康雄議員 登壇]

◎菊地康雄議員 意見案第1号、年金の引き下げ中止を求める意見書の提案理由についてご説明いたします。

提案理由については、意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思いますので、次ページをお開きください。

年金の引き下げ中止を求める意見書。

政府は、経済情勢が厳しさを増す中、医療・介護など社会保障制度を次々に改正し、高齢者や年金生活者の生活は年々厳しさを増してきている。

このような情勢にもかかわらず、政府は来年度予算編成において、公的年金を物価変動に反映させる物価スライド制の凍結を解除して、年金額の引き下げを進める考えを明らかにしている。

そもそも年金の物価スライド制は、年金の「実質価値が目減りしない」ために作られた仕組みで、医療や介護の負担増もあって年金の引き上げこそが高齢者や年金生活者にとっての切なる願いである。

この史上初の公的年金の引き下げは、個人消費をいっそう冷え込ませ、高齢者や年金生活者の生活不安を増大させることは言うまでもなく、地域経済はもとより日本経済にも取り返しのつかない悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって国及び政府関係機関は、物価スライド制の凍結解除による公的年金の引き下げ計画を撤廃するよう強く要望するとともに、国が責任を持って、全国民が安心して老後を迎えられるよう、公的年金制度全般にわたる抜本的な見直しを併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議をお願いいたします。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから意見案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成15年臨時第1回新得町議会を閉会いたします。
(宣告 16時20分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員